

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

May 2025

■ ■ ■
The better the question.
The better the answer.
The better the world works.

EY 安永

EY Taiwan

JBS NEWSLETTER

- May 2025 -

外国籍従業員が台湾で個人所得税を申告する際の留意事項

■ はじめに

2024年度の個人総合所得税（以下、個人所得税）の申告が2025年5月1日より始まりました。財政部の公示によると、確定申告期間は当初の5月30日から6月30日まで延長されています。

先月号では台湾における個人所得税の基本事項及び2024年度の重要な改正点を紹介しましたが、今月号では外国籍従業員の個人所得税申告に関する留意事項及び外国特定専門人材の租税優遇申請に必要な書類をまとめました。個人所得税の申告実務のご参考になれば幸いです。

■ 今回お伝えしたいポイント

- 台湾滞在日数が暦年内90日以下でも確定申告が必要となる例外的状況
- 帰国後に従業員ストック・オプションを行使、あるいは類似の株式報酬を取得した場合の取り扱い
- 外国特定専門人材の租税優遇適用に必要な書類
- 海外で支出した保険料及び医療費用の取り扱い
- 同居していない配偶者や扶養親族を申告に含める場合の必要書類

本ニュースレターの内容は、一般的情報をご参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

外国籍従業員が台湾で個人所得税を申告する際の留意事項

1 確定申告義務に係る留意点

課税年度における台湾滞在日数が90日以下であっても、申告納税が必要となる例外ケースがあります。

外国籍従業員の税務上の居住身分や個人所得税の申告義務は、1暦年(1月1日～12月31日)内の台湾滞在日数によって決まります。税務上の居住身分は、主に居住者及び非居住者に分けられます。それぞれの申告義務及び対応する納税方法は以下の通りです。

1暦年内の滞在日数	税務上の居住身分	申告義務の有無	納税方法
90日以下	非居住者	無し (ただし、例外有り)*	源泉徴収を原則とする (ただし、確定申告が必要となる例外有り)*
91日～182日	非居住者	有り	源泉徴収及び確定申告
183日以上	居住者	有り	源泉徴収及び確定申告

非居住者身分の外国籍従業員の台湾源泉所得については、所得の種類に応じて固定税率が適用され課税がなされます。税率は下表の通りです。税法に基づき源泉徴収が必要な所得であれば、その所得を給付する事業体が源泉徴収を行う必要があります。

非居住者に適用される各種所得の適用税率	
所得の種類	税率
給与所得	18%**
配当所得	21%
その他所得 (利息所得、従業員ストック・オプションに係る所得等)	20%

* 外国籍従業員が源泉徴収対象ではない台湾源泉所得(例えば、従業員ストック・オプションに係る所得、福利厚生委員会に係る所得、財産取引所得など)を有する場合は、申告・納税する必要があります。

** 月給総額が台湾行政院が定める最低賃金の1.5倍以下の場合、源泉税率は6%となります。

外国籍従業員が台湾で個人所得税を申告する際の留意事項

2 スtock・オプションに係る申告の留意点

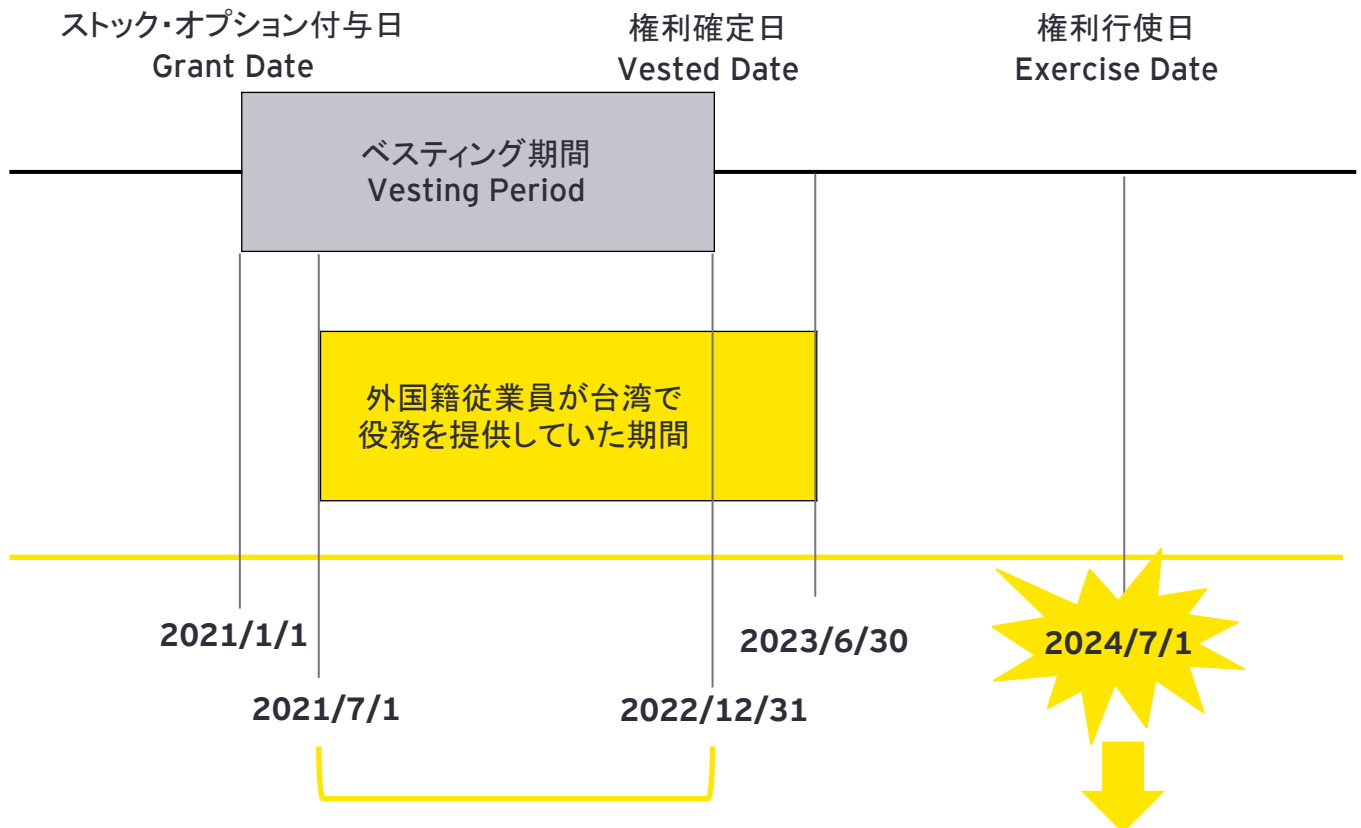
台湾での業務を終え、帰国後、従業員ストック・オプションを行使、あるいは類似の株式報酬を取得した場合で、そのストック・オプション又は株式報酬が台湾源泉所得である場合には、申告納税を行う必要があります。

従業員のストック・オプションに係る所得について、外国籍従業員がベストイング期間内に台湾で役務を提供していた場合、権利行使時の株式時価が取得価額を上回る部分については、当該従業員がベストイング期間内において台湾に滞在していた日数の割合に応じて、台湾源泉所得が計算されます。

そのため、その従業員がベストイング期間内に台湾で役務を提供していた場合には、たとえ外国籍従業員がストック・オプションを行使したその年度に台湾に入国していなくても台湾源泉所得として申告納税する必要があります。

(事例)

外国籍従業員A氏は、2021年1月1日にベストイング期間2年のストック・オプションを取得しました。当該従業員A氏は2021年7月1日から2023年6月30日まで台湾で役務を提供し、2023年6月30日に台湾を出境しました。



当該外国籍従業員が2024年7月1日にストック・オプションを行使した場合、2024年度に申告すべき課税所得は以下の通りです：

$$\begin{aligned}
 & \text{ベストイング期間における台湾滞在日数} \\
 & = 2021/7/1 - 2022/12/31 \text{の台湾滞在日数} \\
 (\text{株式時価} - \text{取得価額}) \times & \frac{\text{ベストイング期間の総日数}}{\text{ベストイング期間の総日数}} \\
 & = 2021/1/1 - 2022/12/31 \text{の合計日数}
 \end{aligned}$$

外国籍従業員が台湾で個人所得税を申告する際の留意事項

3 外国特定専門人材の租税優遇適用のための留意点

外国特定専門人材の就労許可又は就業ゴールドカードを取得している場合も、租税優遇の適用可否について確認をし、個人所得税の申告時には租税優遇適用申請書類を併せて提出する必要があります。

「外国特定専門人材所得税減免弁法」（中文：「外國特定專業人才減免所得稅辦法」）に基づき、外国籍従業員は、「外国専門人材招聘及び雇用法」（中文：「外國專業人才延攬及雇用法」）に指定される分野において特殊な専門知識を有し、関連する条件を満たす場合にのみ外国特定専門人材の租税優遇の適用を申請することができます。租税優遇を適用するための条件及び必要書類は以下の通りです。

租税優遇の基本要件

- 業務のために初めて台湾に居留していること
- 台湾で主管機関が認可した特殊な専門知識に関連する専門業務に従事していること
- 専門業務に従事するために雇用された日、又は就業ゴールドカード／特定専門人材就労許可を取得した日の前5年以内において、台湾に戸籍がなく、かつ、各課税年度内において台湾に183日以上居留していないこと



各課税年度における租税優遇の適用条件

- 台湾において1暦年内のうち183日以上居留し、かつ
- 給与所得がNTD300万元を超えること



租税優遇適用申請に必要な書類

1. 外国特定専門人材所得税減免申請書
2. 外国特定専門人材身分認定書類
 - A. 外国特定専門人材雇用許可を保有している者
 - 労働部又は教育部が発行した外国特定専門人材の雇用（就労）許可書のコピー
 - 外国人居留証のコピー
 - B. 就業ゴールドカードを保有している者
 - 就業ゴールドカードのコピー
3. 業務のために初めて台湾に居留していることを証明できる書類
もし以前に台湾に居留したことがあり、その居留の理由が業務のためではない場合は、関連する証明資料を添付
4. 認可された特殊な専門知識に関連する専門業務に従事する雇用契約及びその他証明資料

外国籍従業員が台湾で個人所得税を申告する際の留意事項

4 台湾境外(域外)で支出した保険料及び医療費用の控除に係る留意点

従業員が台湾境外で支出した保険料及び医療費用は、条件を満たす場合、個人所得税の申告において列挙控除することができます。

個人所得税申告における列挙控除額には、寄付、保険料、医療費及び出産費用、災害損失、自家用住宅の購入ローンに係る利息が含まれます。そのうち、寄付、災害損失、自家用住宅の購入ローンに係る利息は、台湾内で発生した支出に限られます。ただし、従業員が海外で支出した保険料、医療費及び出産費用について、既定の条件を満たす場合、個人所得税申告において控除することができます。

列挙控除項目	台湾境外支出費用としての控除条件	備考
保険料	生命保険又は医療保険のみ控除可能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本人、配偶者、直系親族に限り、かつ契約者と被保険者は同一申告世帯でなければならない ■ 保険証書及び保険会社が発行した支払証明書を提供する必要がある ■ 1人あたりの控除額はNTD2万4千元を超えないものとする
医療費及び 出産費用	台湾境外の医療機関が台湾境外の公立病院、台湾境外の財団法人が経営する病院又は公私立大学付属病院であることの証明が必要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既に保険給付を受けている部分は控除される ■ 関連医療費用の証明書原本を提供する必要がある ■ 金額の制限はない






外国籍従業員が台湾で個人所得税を申告する際の留意事項

5 台湾へ同行していない配偶者及び扶養親族に係る留意点

税務居住者については、配偶者や扶養親族が台湾に居住していない場合でも、条件を満たせば、免税額、控除額、基本生活費を適用して申告することができます。

外国籍従業員が1課税年度において台湾に183日以上滞在した場合、税務居住者とみなされますが、個人所得税の申告においては、配偶者及び規定に適合した扶養親族を申告することで、免税額、控除額、基本生活費を控除することができます。外国籍従業員については、台湾に帯同していない配偶者や扶養親族についても関連する各控除を申告することができますが、それを証明する書類の提出が必要となり、**配偶者の場合、結婚証明書のコピーを提出する必要があります。**

その他の扶養親族に必要な書類については、下表をご参照ください。

身分	条件	基本情報及び関係の証明	その他添付書類
 直系尊属	満60歳 60歳未満-生計維持能力を有しない	パスポート コピー、出生証明書又は戸籍証明	<ul style="list-style-type: none"> ■ 扶養の事実証明: 例えば振込証明書又は現地政府の公証書類 ■ 生存証明 ■ 60歳未満の親族については、生計維持能力がないことの証明資料を添付する必要があり、例えば、公立病院が発行した証明書や現地政府機関の認証書類など
 子供	18歳未満 満18歳-在学中／精神又は身体の障害／生計維持能力を有しない	パスポート コピー、出生証明書又は戸籍証明	満18歳の子供について、以下のいずれかを添付する必要がある: <ul style="list-style-type: none"> ■ 在学中の証明資料: 例えば、在学証明、学生証のコピー ■ 障がい者: 例えば、障がい者証明 ■ 生計維持能力を有しない場合、公立病院が発行した証明書や現地政府機関の認証書類など
 同胞の兄弟姉妹	18歳未満 満18歳-在学中／精神又は身体の障害／生計維持能力を有しない	パスポート コピー、出生証明書又は戸籍証明	満18歳の子供について、以下のいずれかを添付する必要がある: <ul style="list-style-type: none"> ■ 在学中の証明資料: 例えば、在学証明、学生証のコピー ■ 障がい者: 例えば、障がい者証明 ■ 生計維持能力を有しない場合、公立病院が発行した証明書や現地政府機関の認証書類など

その他の留意事項

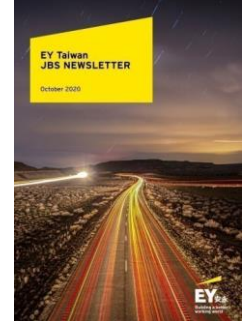
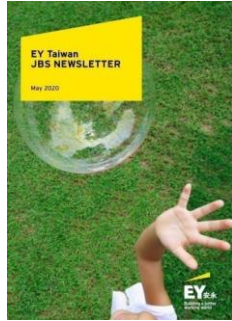
- 台湾の会社では、台湾境外の親会社や関係会社から派遣された従業員の株式報酬情報や従業員の入出国記録を把握することが難しいことがあり、結果的に、課税所得の計算に誤りが発生し所得の過少申告又は過大申告となるケースが見受けられます。また、多くの従業員は株式報酬が源泉徴収対象外の所得であることを把握しておらず、帰国後、法令に従った申告をしていないケースもあります。このため、台湾の会社では、毎年、台湾境外の会社に対して、派遣された従業員が台湾境外の会社から発行された報酬を受け取っているかどうかを確認し、併せて従業員の台湾での居留状況も適時に確認することが望まれます。これによって、申告漏れを防ぐことができます。
- 外国特定専門人材の租税優遇の審査は厳格化されており、税務当局から追加の説明や証拠書類の提出が求められるケースが増えています。必要な場合、専門家に相談することをお勧めします。
- 個人所得税の申告書において、台湾境外に居住している配偶者及び扶養親族を申告する、あるいは台湾境外で支払った保険料や医療費を列挙控除額として申告する場合、関連証明書類を事前に準備する必要があります。

より詳細な検討が必要な場合、弊所EY台湾の担当者にもお気軽にお問い合わせください。

JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2025年4月	台湾における個人所得税申告の基本事項及び重要な改正点～2024年度の申告に向けて～
2025年3月	台湾におけるCFC税制
2025年2月	個人に対するミニマムタックス税制～台湾における海外所得の申告・納税と留意事項～
2025年1月	企業に対するミニマムタックス税制～台湾における現行実務と最新動向について～
2024年12月	台湾における不動産税制～新旧税制比較と事例を踏まえて～
2024年11月	研修目的の台湾滞在に関連するよくある誤解と留意事項
2024年10月	営利事業者の解散、廃業、合併、譲渡時の決算・清算申告の要点
2024年9月	旅費、広告宣伝費及び交際費の定義と計上基準～事例を踏まえて～
2024年8月	期限内申告の重要性～申告の基本と過去の判例を踏まえて～
2024年7月	台湾における資本剰余金について～その応用と税務分析～
2024年6月	産業創新条例による投資租税優遇の基本事項と対応の整理
2024年5月	未処分利益の追加課税の申告に係る基本規定と留意事項
2024年4月	外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問～免税・控除額や各種優遇措置及び申告実務～

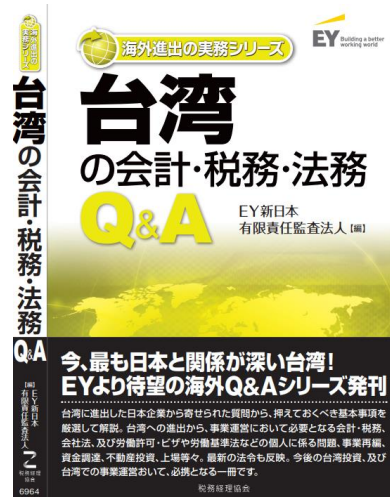
バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

その他刊行物・セミナー

台湾に関連する書籍について



これから台湾に進出する場合や既に台湾に進出している場合に備えて、EY台湾より「台湾投資ガイド（日本語・中文）」、及びEY新日本有限責任監査法人より『台湾の会計・税務・法務Q&A』（税務経理協会、2024年）といった書籍を発売しています。



EY Taiwan JBS セミナー



EY台湾JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。さらに、トピックや特定論点にフォーカスした個別セミナーも開催しています。

時期	場所	セミナー内容
2025年7月22日 2025年7月20日	台北（WEB同時配信） 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2025年6月5日	台北（WEB同時配信）	税務2大TOPICセミナー（関税、租税優遇）
2024年12月12日 2024年12月10日	台北（WEB同時配信） 高雄	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2024年8月22日 2024年8月20日	台北（WEB同時配信） 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、又は以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

公司稅務諮詢服務

林志翔 稅務服務部營運長
02 2728 8876
michael.lin@tw.ey.com

劉惠雯 執業會計師
02 2757 8858
heidi.liu@tw.ey.com

林鈺芳 執行總監
02 2757 8888 67001
evelyn.lin@tw.ey.com

黃品棋 執行總監
02 2757 8888 67005
pingchi.huang@tw.ey.com

JBS

橋本 純也 副總經理
02 2757 8888 88867
junya.hashimoto@tw.ey.com

持木 直樹 協理
02 2757 8888 20652
naoki.mochigi1@tw.ey.com

川口 容平 協理
02 2757 8888 21191
yohei.kawaguchi2@tw.ey.com

竹之内 真美 經理
02 2757 8888 20821
takenouchi.mami@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2025 Ernst & Young.
All Rights Reserved.

04789-226Jpn
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

